

県内高齢者施設を運営する法人 代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公印省略)

抗原簡易キットの追加配布希望数調査(配布対象施設の追加)について(照会)

日頃、本県の高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策について、格別の御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、厚生労働省において、抗原簡易キットを全国の医療機関、高齢者施設等に配布する事業が実施されています。

本県においては、既に令和3年6月11日付第202100056747号「抗原簡易キットの配布希望数調査について(照会)」及び令和3年7月30日付第202100113448号「抗原簡易キットの追加配布希望数調査について(照会)」により希望数量の調査を行っていますが、この度、下記2のとおり、配布対象施設を追加することとしましたので、当該キットの活用を希望される場合は、御回答いただきますようお願いいたします。

(担当) 介護保険・施設担当 秋本、上田 (電話) 0857-26-7860

記

1 抗原簡易キット配布の目的

重症化リスクの高い者が多い医療機関や高齢者施設等の従事者等に症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、迅速に抗原定性検査を実施できるよう、希望のあった医療機関や高齢者施設等へ抗原簡易キットを配布するものです。(無償配布)

2 配布対象施設(高齢者施設の場合)

今回、配布対象施設を全ての介護保険施設・事業所に拡大します。

要件	対象施設
(医師が常駐している)	介護老人保健施設、介護医療院
	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 (以下、令和3年7月30日追加)
① 配置医師又は連携医療機関と連携する体制(※)があり、かつ	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
② 抗原簡易キットによる検査に関する研修を受講している職員がいる	(以下、今回追加) <u>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、介護療養型医療施設</u>

- ※ 抗原簡易キットを使用する前に、あらかじめ、配置医師又は連携医療機関と連携して医師による診療・診断を行うことができる体制を構築しておく必要があります。
- ※ 検査に関する研修については、別添令和3年6月25日事務連絡（「医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業について」の改訂（研修資料関係）について）をご確認下さい。

3 抗原簡易キットの使用について

配布した抗原簡易キットについては、以下の（１）及び（２）のいずれにも適合する方法により使用することとします。

- （１）高齢者施設等の従事者等に症状が現れた場合であって、高齢者施設等の長が施設運営上の見地から必要と認める場合に使用してください。

※ この場合の症状には、微熱を含む発熱、せき、喉の痛みその他の体調不良が含まれます。

- （２）検体採取は、医療従事者が常駐する施設にあっては医療従事者の管理下で、医療従事者が常駐しない施設にあってはあらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下で行ってください。

なお、抗原簡易キットによる検査に関する研修を受講している職員がいる施設であっても、配置医師又は連携医療機関と連携して医師による診療・診断を行うことができる体制のない施設では検査を実施することができません。

鼻咽頭検体については、医師又は医師の指示を受けた保健師、助産師、看護師、准看護師若しくは臨床検査技師が採取する必要がありますが、鼻腔検体については、医療従事者又はあらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下で自己採取することができます。

4 配布希望数調査について

配布希望数調査の回答に当たっては、各施設において希望数量を取りまとめ、次のとおり、御回答をお願いします。（配布を希望されない場合は回答不要です。）

- （１）回答様式

別紙

- （２）回答に当たっての留意点

ア 抗原簡易キットは10回分又は60回分で1セットですので、希望数量は10個単位としてください。

イ 希望数量の上限は設けませんが、（職員数＋利用者数）×2を上限目安としてください。

※ 回答結果を取りまとめた上で、当課で数量を調整させていただく場合があります。

- （３）回答方法

電子メール

（送付先）鳥取県長寿社会課 choujyushakai@pref.tottori.lg.jp

※集計作業の効率化、転記誤りの防止のため、電子メールでの回答に御協力をお願いします。

- （４）回答期限

令和3年8月5日（木）

5 その他

- （１）上記のほか、抗原簡易キットの配布事業に関する詳細は、別添事務連絡を参照してください。

- （２）抗原簡易キットは、厚生労働省から直接、各施設へ送付予定です。

- （３）配布する抗原簡易キットの有効期限について、

既に提出されたリストに基づく送付先への配布分の有効期限は、概ね令和3年11月から令和4年1月ですが、今般配布分は令和4年1月以降となる予定です。

- （４）配送スケジュールについて

当初調査に基づくものについては、厚生労働省において順次配送を行っているところですが、全て

の配送が完了するのは8月下旬～9月上旬となる見込みです（地域等により異なります）。

また、今回調査に基づくものに係る配送は9月以降となる見込みです。

(5) 保管費用及び廃棄に要する費用は、各配布先において御負担いただくようお願いします。

(6) 今回の抗原簡易キット配布事業において、キットの配布を受けた施設は、前月分の抗原簡易キットの使用実績（抗原簡易キットの使用数及び抗原簡易キットを使用した判読結果が陽性だった数）を翌月5日までに鳥取県に御報告いただく必要があります。あらかじめ御承知ください。

※使用実績の報告方法等については、別途電子メールでお知らせします。

(添付資料)

- ・医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業について（令和3年6月10日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか事務連絡）
- ・「医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業について」の改訂（研修資料関係）について（令和3年6月25日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
- ・抗原簡易キットの配布希望数調査について（照会）（令和3年6月11日付鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長通知）
- ・抗原簡易キットの追加配布希望数調査について（照会）（令和3年7月30日付鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長通知）